



福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県企業局管理規程第1号**

**福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程（平成12年福島県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

|                                                           |          |
|-----------------------------------------------------------|----------|
| 1 複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（2に該当するものを除く。） | 1枚につき10円 |
|-----------------------------------------------------------|----------|

別表第1の3の項を同表4の項とし、同表2の項中「1」の次に「又は2」を加え、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

|                                                |          |
|------------------------------------------------|----------|
| 2 カラー複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付 | 1枚につき30円 |
|------------------------------------------------|----------|

別表第1備考中「ア又はイ」を「又は2の項」に改める。

別表第2の1の項及び2の項を次のように改める。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| 1 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（2に該当するものを除く。） | 1枚につき10円 |
| 2 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付           | 1枚につき30円 |

別表第2中3の項から5の項までを削り、同表6の項中「光ディスク（日本工業規格）」を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表3の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                               |           |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 4 DVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 1枚につき100円 |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|

別表第2の7の項中「6」を「4」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写したもの」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表5の項とし、同表8の項中「の写し又は公文書を」を「を出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表6の項とし、同表に備考として次のように加える。

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（企業総務課）

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規程をここに公布する。

令和5年3月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県企業局管理規程第2号**

**福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規程**

（趣旨）

**第1条** この規程は、福島県公営企業の管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示の実施）

**第2条** 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 知事は、法第87条第1項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

**第3条** 法第87条第1項の管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

（費用負担）

**第4条** 条例第5条第2項の知事が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第5条第3項の知事が定める額は、別表第2のとおりとする。

3 条例第5条第2項及び第3項に規定する費用は、前納とする。

4 施行令第28条第4項の規程で定める方法は、現金で納付する方法その他知事が定める方法とする。

#### 附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年福島県企業局管理規程第2号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第2号による自己情報開示請求書、旧規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

4 第2項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**別表第1**（第4条関係）

| 区分                                                        | 金額                  |
|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（2に該当するものを除く。） | 1枚につき10円            |
| 2 カラー複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付            | 1枚につき30円            |
| 3 1又は2以外の方法による写しの交付                                       | 当該写しの作成に要する費用       |
| 4 公文書の写しの送付に要する費用                                         | 当該写しの送付に要する費用に相当する額 |

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第2（第4条関係）

| 区分                                                                                       | 金額                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（2に該当するものを除く。）                                            | 1枚につき10円                    |
| 2 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付                                                      | 1枚につき30円                    |
| 3 C D - R（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 1枚につき70円                    |
| 4 D V D - R（日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付       | 1枚につき100円                   |
| 5 1から4まで以外の方法により出力又は複写したものの交付                                                            | 当該出力又は複写したものの作成に要する費用       |
| 6 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用                                                                | 当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額 |

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

（企業総務課）

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

#### 福島県公安委員会規則第4号

##### 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

|                                                           |          |
|-----------------------------------------------------------|----------|
| 1 複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（2に該当するものを除く。） | 1枚につき10円 |
|-----------------------------------------------------------|----------|

別表第1の3の項を同表4の項とし、同表2の項中「1」の次に「又は2」を加え、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

|                                                |          |
|------------------------------------------------|----------|
| 2 カラー複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付 | 1枚につき30円 |
|------------------------------------------------|----------|

別表第1備考中「ア又はイ」を「又は2の項」に改める。

別表第2の1の項及び2の項を次のように改める。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| 1 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（2に該当するものを除く。） | 1枚につき10円 |
| 2 日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラー                     | 1枚につき30円 |

で出力したものの交付

別表第2中3の項から5の項までを削り、同表6の項中「光ディスク(」を「CD-R(」に、「ものに限る」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表3の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                               |           |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 4 DVD-R(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複製したものの交付 | 1枚につき100円 |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|

別表第2の7の項中「6」を「4」に、「よる写しの交付又は複製した物」を「より出力又は複製したものに」、「写し又は複製した物」を「出力又は複製したものに」改め、同項を同表5の項とし、同表8の項中「の写し又は公文書を」を「を出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複製したものに」改め、同項を同表6の項とし、同表に備考として次のように加える。

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(県民サービス課)

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

**福島県公安委員会規則第5号**

**福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、福島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)及び福島県警察本部長(以下「本部長」という。)が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福島県条例第69号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報登録簿の作成等)

**第2条** 条例第3条第1項の個人情報登録簿(以下「登録簿」という。)に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルを保有しようとする機関
- (3) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 個人情報ファイルに記録される項目
- (6) 本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (7) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下「記録情報」という。)の収集方法

- (8) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (9) 記録情報を、個人情報ファイルを保有しようとする当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (10) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (11) 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又は電子計算機処理以外の個人情報ファイルの別

2 法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものは、登録簿の作成を要しない。

3 登録簿及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を取り扱う事務に係る登

録簿の様式は、公安委員会及び本部長が別に定める。

- 4 条例第3条第4項の公安委員会又は本部長が定める登録簿の公表の方法は、登録簿を福島県警察情報センターに備え付け一般の閲覧に供する方法によるものとする。
- 5 その他登録簿の管理運用については公安委員会及び本部長が別に定める。

(開示の実施)

**第3条** 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示は、公安委員会又は本部長が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 本部長は、法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

- 3 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

**第4条** 法第87条第1項の公安委員会又は本部長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(費用負担)

**第5条** 条例第5条第2項の公安委員会又は本部長が定める額は、別表第1のとおりとする。

- 2 条例第5条第3項の公安委員会又は本部長が定める額は、別表第2のとおりとする。
- 3 条例第5条第2項及び第3項に規定する費用は、前納とする。
- 4 施行令第28条第4項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他公安委員会又は本部長が定める方法とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第6号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規則様式第2号による自己情報開示請求書、旧規則様式第3号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第4号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第2項の規定の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**別表第1**（第5条関係）

| 区分                                                      | 金額                  |
|---------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 複写機（カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。） | 1枚につき10円            |
| 2 カラー複写機による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）          | 1枚につき30円            |
| 3 1及び2以外の方法による写しの交付                                     | 当該写しの作成に要する費用       |
| 4 公文書の写しの送付に要する費用                                       | 当該写しの送付に要する費用に相当する額 |

備考 1の項及び2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

**別表第2**（第5条関係）

| 区分                                                                                 | 金額                   |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1 複写機（カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）                            | 1枚につき10円             |
| 2 カラー複写機による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）                                     | 1枚につき30円             |
| 3 CD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写した物の交付 | 1枚につき70円             |
| 4 DVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写した物の交付       | 1枚につき100円            |
| 5 1から4まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付                                                    | 当該写し又は複写した物の作成に要する費用 |
| 6 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用                                                       | 当該写し等の送付に要する費用に相当する額 |

（県民サービス課）

福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

福島県監査委員

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

|                                                           |         |
|-----------------------------------------------------------|---------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円 |
|-----------------------------------------------------------|---------|

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

|                                                |          |
|------------------------------------------------|----------|
| 二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付 | 一枚につき三十円 |
|------------------------------------------------|----------|

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。  
別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円  |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付           | 一枚につき三十円 |

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る）」を「光ディスクをいう）」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直 | 一枚につき百円 |
|---------------------------|---------|

径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複製したものの交付

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複製した物」を「より出力又は複製した物」に、「写し又は複製した物」を「出力又は複製した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複製したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。  
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。  
様式第一号備考2中「ロキ」を「ロキ」に改める。

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(監査総務課)

**福島県監査委員告示第二号**

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。  
令和五年三月二十八日

福島県監査委員

**福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程**

(趣旨)

**第一条** この規程は、福島県監査委員(以下「委員」という。)が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。))及び福島県個人情報保護の法律施行条例(令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第二条** 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。  
(電磁的記録の開示の方法)

**第三条** 法第八十七条第一項の委員が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複製した物の交付
  - 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複製した物の交付  
(費用負担)
- 第四条** 条例第五條第二項の委員が定める額は、別表第一のとおりとする。  
2 条例第五條第三項の委員が定める額は、別表第二のとおりとする。  
3 条例第五條第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。  
4 施行令第二十八條第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員が定める方法とする。

附 則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成七年福島県監査委員告示第一号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**別表第一(第四条関係)**

| 区分                                                        | 金額                  |
|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 一 複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。) | 一枚につき十円             |
| 二 カラー複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付            | 一枚につき三十円            |
| 三 一又は二以外の方法による写しの交付                                       | 当該写しの作成に要する費用       |
| 四 公文書の写しの送付に要する費用                                         | 当該写しの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二（第四条関係）

| 区分                                                                                   | 金額                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）                                        | 一枚につき十円                     |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付                                                  | 一枚につき三十円                    |
| 三 C D R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき七十円                    |
| 四 D V D R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付      | 一枚につき百円                     |
| 五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付                                                        | 当該出力又は複写したものの作成に要する費用       |
| 六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用                                                            | 当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

（監査総務課）

### 福島県労働委員会

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

福島県労働委員会

### 福島県労働委員会規則第一号

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

|                                                           |         |
|-----------------------------------------------------------|---------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円 |
|-----------------------------------------------------------|---------|

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

|                                                |          |
|------------------------------------------------|----------|
| 二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付 | 一枚につき三十円 |
|------------------------------------------------|----------|

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円  |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付           | 一枚につき三十円 |

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る」を「光ディスクをいう）」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                                 |         |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四 D V D R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき百円 |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------|

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は

は複写したものに改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。  
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。  
様式第一号備考2中「日本産業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(審査調整課)

福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第二号

福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県労働委員会（以下「労働委員会」という。）が取り扱う個人情報保護の保護について、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施)

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、労働委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 労働委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第三条 法第八十七条第一項の労働委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付
- 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

(費用負担)

- 第四条 条例第五条第二項の労働委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。
- 2 条例第五条第三項の労働委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。
- 3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。
- 4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他知事が定める方法とする。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規則様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法、施行令及び条例の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第四条関係）

| 区分                                                        | 金額                  |
|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円             |
| 二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付            | 一枚につき三十円            |
| 三 一又は二以外の方法による写しの交付                                       | 当該写しの作成に要する費用       |
| 四 公文書の写しの送付に要する費用                                         | 当該写しの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二（第四条関係）

| 区分 | 金額 |
|----|----|
|    |    |

|                                                                                       |                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）                                         | 一枚につき十円                     |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付                                                   | 一枚につき三十円                    |
| 三 C D R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき七十円                    |
| 四 D V D R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付       | 一枚につき百円                     |
| 五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付                                                         | 当該出力又は複写したものの作成に要する費用       |
| 六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用                                                             | 当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

（審査調整課）

**福島県労働委員会告示第一号**

公文書の開示等及び個人情報保護の保護に関する事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

福島県労働委員会  
公文書の開示等及び個人情報保護の保護に関する事務決裁規程の一部を改正する規程

公文書の開示等及び個人情報保護の保護に関する事務決裁規程（平成七年福島県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）」を「並びに個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び福島県個人情報保護

に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）」に改める。

別表労働委員会の議決事項の欄二中「福島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例」に改め、同欄二の2を削り、同欄二の3を同欄二の2とし、同欄二の4を同欄二の3とし、同欄二の5を同欄二の4とし、同表事務局長の専決事項の欄二中「福島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例」に改める。

**附 則**

- この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る請求に対する決定若しくはこれらの決定についての審査請求に対する裁決については、なお従前の例による。

（審査調整課）

**福島県収用委員会**

福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真 也

**福島県収用委員会規則第一号**

福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会運営規則（昭和二十九年福島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

- 二十四 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「保護法」という。）第八十二条第一項の規定による決定及び通知並びに同条第二項の規定による決定及び通知並びに福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）第六条第二項の規定による期間の延長及び通知並びに同条例第七条の規定による通知
- 二十五 保護法第九十三条第一項の規定による決定及び通知並びに同条第二項の規定による決定及び通知並びに保護法第九十四条第二項の規定による期間の延長及び通知

**附 則**

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福島県取用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

福島県取用委員会

会長 渡 邊 真 也

福島県取用委員会規則第二号

福島県取用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県取用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県取用委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

|                                                           |         |
|-----------------------------------------------------------|---------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円 |
|-----------------------------------------------------------|---------|

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「一」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

|                                                |          |
|------------------------------------------------|----------|
| 二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付 | 一枚につき三十円 |
|------------------------------------------------|----------|

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。

別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円  |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付           | 一枚につき三十円 |

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る）」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                               |         |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき百円 |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------|

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第一号備考3中「コ」を「ホ」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福島県取用委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

福島県取用委員会

会長 渡 邊 真 也

福島県取用委員会規則第三号

福島県取用委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県取用委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示の実施）

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係るものを改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第三条 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視

聴若しくはそれを複写した物の交付  
 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付  
 (費用負担)

- 第四条** 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。  
 2 条例第五条第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。  
 3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。  
 4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会  
 が定める方法とする。

**附 則**

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
 2 福島県取用委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（平成七年福島県取用委員会規則第一号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。  
 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規則様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。  
 4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**別表第一（第四条関係）**

| 区分                                                        | 金額                  |
|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。） | 一枚につき十円             |
| 二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付            | 一枚につき三十円            |
| 三 一又は二以外の方法による写しの交付                                       | 当該写しの作成に要する費用       |
| 四 公文書の写しの送付に要する費用                                         | 当該写しの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

**別表第二（第四条関係）**

| 区分                                                                                  | 金額                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）                                       | 一枚につき十円                     |
| 二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付                                                 | 一枚につき三十円                    |
| 三 CD-R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付 | 一枚につき七十円                    |
| 四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付       | 一枚につき百円                     |
| 五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付                                                       | 当該出力又は複写したものの作成に要する費用       |
| 六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用                                                           | 当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額 |

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。